

平成30年度3月教育委員会議定例会議事日程

日 時 平成31年3月28日(木)

9時30分より

場 所 町民センター2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第24号 平成31年度二宮町教育委員会基本方針の修正(案)について
- (2) 議案第25号 二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(案)について
- (3) 議案第26号 二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(案)について
- (4) 議案第27号 二宮町教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(案)について
- (5) 議案第28号 二宮町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程(案)について
- (6) 議案第29号 二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の制定について
- (7) 議案第30号 学校運営協議会委員の委嘱について
- (8) 議案第31号 スポーツ推進委員の委嘱について
- (9) 議案第32号 教職員等人事について
- (10) 議案第33号 教育委員会事務局職員等人事について

5 報告・協議事項

- (1) 教育長職務代理者の指名について・・・資料1
- (2) 各種委員会委員等の選任について・・・資料2
- (3) 平成31年度教科用図書採択について・・・資料3
- (4) 教育相談・教育支援室活動の状況について・・・資料4
- (5) 辞令交付式について・・・資料5
- (6) 二宮町立学校再配置実施計画(素案)について・・・資料6
- (7) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

※資料中の元号については、「元号改正」に伴い、便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降は、新元号に読み替えます。

平成31年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(H31. 2. 22~H31. 3. 27)

月	日	曜日	内 容
2	22	金	定例教育委員会議
2	25	月	校長会
2	25	月	議会全員協議会
2	26~3/22	月~金	二宮町議会定例会
3	3	日	春季火災予防運動に伴う消防訓練
3	3	日	ラディアン・ピアノマラソンコンサート
3	4	月	政策会議
3	9	土	人権教育研修会
3	11	月	中学校卒業式
3	15	金	給食センター終業挨拶
3	18	日	二宮創生！地域づくりシンポジウム
3	19	火	政策会議
3	20	水	小学校卒業式
3	24	日	消防団入退団式
3	26	火	神奈川大学包括協定事業
3	26	火	JA 湘南 小学生向け教材『農業とわたしたちの暮らし』贈呈式

3月政策会議結果報告

平成31年3月4日(月)開催分

【主な付議案件】

(1) 第5次二宮町総合計画後期基本計画(案)について

政策総務部(区分:協議)

- 内容を最終確認した。

(2) 二宮町職員の時差出勤勤務に関する規定の整備について

政策総務部(区分:協議)

- 対象者を全職員とし、会議、説明会、講座、催事等の場合に、時差出勤勤務を命ずることができるようになる。

【情報交換】無し

以上

3月政策会議結果報告

平成31年3月19日（火）開催分

【主な付議案件】

- (1) 平成31年度プレミアム付商品券事業実施に伴う組織体制について
政策総務部（区分：協議）
 - 企画政策課長を中心として、関係課職員による体制を整備した。

- (2) 組織変更について
政策総務部（区分：協議）
 - 政策担当参事を政策担当部長とし、企画政策課、地域政策課、財務課を所掌する。
 - 消防3部制試行を終了し、2部制に戻す。

- (3) 公共施設予約システム運用方法の概要について
政策総務部（区分：報告）
 - 4月1日からID登録開始、7月2日から予約開始。

- (4) 二宮町自殺対策計画について
健康福祉部（区分：協議）
 - 計画の最終確認。

【情報交換】

- 無し。

以上

平成 31 年 第 1 回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1. 議 案

(1) 二宮町教育支援委員会条例の制定について

内 容 一人ひとりのニーズに応じた適正な就学相談・指導・教育支援に必要な事項を審議するため設置する。

審査結果 全会一致で可決

(2) 二宮町教科用図書採択検討委員会条例の制定について

内 容 教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問等に応ずるため設置する。

審査結果 全会一致で可決

(3) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

内 容 地域学校協働活動推進員を位置づける。

審査結果 全会一致で可決

(4) 二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

内 容 観覧料及びギャラリー使用料を無料とする。

審査結果 賛成少数で否決

(5) 平成 30 年度一般会計補正予算

① 歳 入

内 容

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金増 (8,554 千円)

図書館寄付金増 (59 千円)

② 歳 出

内 容

※入札による減、人事院勧告等による人件費の増減、最低賃金の見直しに伴う臨時雇賃金の増については記載していません。

二宮小学校教育振興経費（芸術鑑賞委託料減 200 千円）

一色小学校教育振興経費（芸術鑑賞委託料減 200 千円）

審査結果 全会一致で可決

(6)平成 31 年度一般会計予算

条例案否決（健康福祉部関連）に伴い予算（案）議案引下げ再提出議員より、新庁舎建設基本設計委託料を削除する修正動議が提案
審査結果 賛成多数で可決

2. 総括質疑

(1) 渡辺議員

「学校給食センター調理・配送・配膳を民間委託する背景と目的について」

議 員：学校給食に関しては、10 年前にも担当者の確保や人員配置が難しいということが取り上げられていて、民間委託はコストが高くなるということが議論されていたと思う。今回は、コストよりも人の確保を優先したということか。

町 長：確かに 10 年ほど前から、人の手当てというのは大きな課題だった。調理員は専門性も要求されるし、短い時間の中で効率よく、手際よく、厳しい部分もあるので、なかなか定着する方もいらっしやらなかった。また、職員も年代層が上ってきており、今回は、調理と配送と配膳の部分、募集を含め民間に委託するので、その部分は改善されると思う。一方で、今までの学校給食としての安全性は引き続き栄養教諭が担い、事務にも町職員が入り、施設の運営などは安心・安全に的確に進めていきたい。効率化、コスト減だけではなく、安定的に給食を提供することを、民間を使いながら、いいところをあわせ持って運営をしていきたい。

(2) 前田議員

「ICT 教育環境の整備と教育施設的环境整備について」

「特色ある学校教育の推進と学校と地域の連携による子ども達の生きる力の育成の進め方について」

議 員：小中学校の空調設備設置工事に関する予算は、平成 30 年度からの繰越明許であり、平成 31 年度予算とは別物であると認識しているが間違っているか。

町 長：国の補助金制度の創設や執行時期から、平成 31 年度予算の前倒

しという位置づけが強いと考えている。

議員：予算総額の増に対し、学校教育環境予算の増加率が低過ぎるのではないか。空調設備導入の関連で、光熱費が大幅な増になっているにもかかわらず、予算総額そのものは減になっていると思うが。

町長：町の財政規模では、大きな事業が一つあると、構成比は大きく上下するので、教育予算において、前年度比で削っている予算とはなっていないと考えている。各担当から必要な項目を上げてもらい、その中で優先順位を踏まえ1件1件丁寧に説明を聞いて、精査して予算編成を行っている。

議員：文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画の整備方針で目標とする水準の中に、中学校に実物投影機を配置することについて記載はないが、これを確認して全小中学校全教室に実物投影機を整備したのか。

町長：平成28年度に、各学校1台ずつ実物投影機を配置した。その後、導入に当たって各学校にヒアリングした結果、中学校にも普通教室1台の配置というのが必要だということで整備した。

議員：平成30年度に導入した実物投影機の稼働率は。

町長：授業の科目、先生の授業の進め方など様々な条件があり、何が100%なのかという基準がないため、稼働率としての把握は困難。活用の状況に差があるのも事実なので、うまく授業の中で活用していただくために、教員に対する研修を行うと聞いている。しっかりと活用していきたい。

議員：校務支援システムは、どのようなものを導入するのか。

町長：児童生徒の名簿や出・欠席、成績管理や通知表の作成などが一元的に自動化して行えるようなシステム。校務作業の時間が短縮されることによって、一人一人の子どもとしっかり向き合える時間をつくることにつながっていくようにしていきたい。

議員：学校各現場では、ICT機器の導入に対し、何を優先的に整備してほしいと思っているか承知しているか。

町長：教育委員会が各学校へのヒアリングを行い、リストアップされたものを教育委員会で精査して、最終的には私も一緒になって査定をしている。その他、これからの教育全体を見た、教職員組合からの要望なども勘案しながら予算編成をしている。

議員：アダプティブ・ラーニングを二宮町でも取り入れていく考えはあるか。

町長：文部科学省でも、次世代の学校の支援モデルということで、構築事業の実証地域として取り組み始めていると聞いている。このような、一人一人に合った学習の支援ソフトについて、導入して活用することも今後の研究課題。

議員：一色小学校がコミュニティ・スクールとなったメリット、デメリットは。また、平成31年度から始まる4校に、どのようなことを期待しているか。

町長：地域の方が学校をより深く知って、学校が地域の方としっかりとコミュニケーションをとることによって、子どもたちがその中に入りながら、学校でも、地域においても、より深く、幅広く、教育の環境を持てるという、そういう機会になっていく。それが大きな意味ではメリット。デメリットは、町民の皆様や保護者の方でも、コミュニティ・スクールというのがまだ理解されていない部分もあり、しっかりとお知らせしていくのもこれからの仕事だし、また担当者に理解されない部分も説明もしなければならぬのですが、負担がかかり過ぎてしまうようなところも見受けられたかもしれない。それぞれの地域に合った、学校に合った規模のコミュニティ・スクールということを、今後、進めていくように、デメリットの部分も解消していきたい。

議員：学校運営協議会の内容を教えてください。

町長：一色小では、今年度4回の学校運営協議会を開催して、学校の現状や抱える課題について1回目で、学校の人手不足について2回目で、そして学校評価についてということをやリ、最後に今後の活動についてということで、テーマを大きく決めながら、話し合っていた。

議員：町長は、この予算額で、二宮町の将来を担う児童・生徒に対し、中学校卒業後、広い世界に出たときに、他の学区から来た子どもたちと話をする中で、二宮町に住んでよかった、住み続けたいなどと思わせるに十分な学校教育を施すことができるとお考えか。

町長：学校からの要望を、教育委員会で精査しながらやっており、学校ごとの差は、年度によっては多少あるかもしれないが、必要

な部分は、他自治体の教育との差など出ないように、しっかり進めて予算を組んでいきたい。

議 員：ICT 機器について、各学校側の声を聞き、その学校で何が一番必要なかを確認された上で導入されているのか。

町 長：実物投影機を全教室に入れたが、まだ使いこなされていない先生もいらっしゃると思います。タブレットと無線LANの導入についても、今後、計画的に進めていく。

議 員：早い時期に、近隣の自治体に先駆け、アダプティブ・ラーニングを取り入れていただきたいと思うがいかがか。

町 長：導入されると先生の役割も変わってくるようなシステムだと思う。そういったことを含めて、システムが無駄にならないように、先生のほうも研修をしながら研究を進める必要がある。

3. 一般質問

(1) 二宮議員

「海洋プラゴミ問題とSDGsについて」

要旨3：副教材SDGsの取り組みについて

議 員：学校給食で使われているストローについて、紙ストローなどを提案できないか。

課 長：給食のストローは、各学校で分別して適正に処理している。また、現在、ストローは牛乳とセットで納品されており、別に紙ストローを用意するためには経費もかかるので、今のところ考えていない。

議 員：牛乳メーカーと研究を一緒にすることはどうか。

課 長：紙ストローが普及していけばスケールメリットから可能性も出てくるかもしれない。事業者とも情報交換していきたい。

議 員：総合の授業の中で取り組んでいるということだが、年間どのぐらいの授業の枠があるか。

課 長：ESDの教育に関して、学校で勉強する内容全てにかかわってくるので、SDGsのみをどれぐらいやっているとか、教科毎にどれぐらいやっているとかという統計はない。

議 員：SDGs、ESDについて考えるような授業の一例は？

課 長：不平等をなくそうということや、暴力や差別をなくそうということがある。公民的なところで、こういった学習内容は盛り込

まれており、SDGsの学習につながっていくと考えられる。

議員：SDGsの学習に関する教育長の見解は。

教育長：新しい学習指導要領の根底に流れているのがこのSDGsの考え方だ。そこで、子どもたちが主体的に、そして自分で考えて、それを相手にどう伝えて、主体的、対話的、そして深い学びをするかということ。17の項目を教員が提示して、どう考えるかという古いやり方ではなく、子どもたちが身近な問題の中から、これについて、先生、どうなっているの、これについて勉強していこうよ、というのが総合学習になる。今、二宮町では、コミュニティ・スクールと小中一貫教育がテーマになっているが、コミュニティ・スクールの枠組みを利用して、子どもたちが主体性を持って地域に発信しながら、その地域に発信するということがひいては世界に通じていくという、子どもたちのそういった学ぶ環境を整えるのが教育委員会の役目かなと思っているので、今後ともぜひ小中一貫とコミュニティ・スクールを進めていきたい。

(2) 露木議員

「LGBT等、性的マイノリティへの配慮やパートナーシップ制度、幼・保・学校での配慮や子どもたちと教師に対する教育などについて」
要旨4：子どもたちの学びと配慮について

議員：学校における、制服、授業、トイレ、修学旅行など、配慮の状況は。

課長：性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の指針についてという教職員向けの資料を活用し、学校としては対応が可能。

議員：このような資料が国から示され、どのような流れで1人ひとりの先生まで届くのか。

課長：文部科学省から県の教育委員会に、それから教育事務所を通じてまた市町村の教育委員会のほうに資料が届き、学校に通知している。

議員：性的マイノリティの方々について、現場の先生方の認識はどうか。

教育長：近隣の学校で、制服などの配慮の事例はある。個人的、かつ難

しい問題であり、お子さんとそして親御さんとまず学校側が綿密な相談をして、着がえ、トイレ、健康診断など、事前に綿密な相談が必要になる。一方で、一定の割合でいらっしゃるということは、教員の中にもいるということになる。そうすると、もしも、皆さんどうぞ、カミングアウトしましょうねというようなことになったときに、誰でも自由だから、私の意思だからというようなことでカミングアウトをしてしまうと、一体それはどうなるかという教育的な配慮もそこでは必要になる。個々の教員に対してもそうだし、子どもさんに対してもそうだし、様々なケースについて、親御さんと本人と、そして教育委員会と学校と先生とみんなが1つになって、どういうふうな対応をするのが一番いいかということを経験の場面ごとに検討して対応していくべきだと思う。ケース・バイ・ケースなので、屈託のないご意見を、率直な悩みを学校側に、そして担任の先生に相談してくださいということを常日ごろ言っていきたいと思う。

議員：例えば、中学校の制服がないところのように、一々言って相談しなくても配慮できるよう、学校にも動いていただけたらと思うのですが。

教育長：制服は、保護者の経済的な部分に直結するので、大きな問題だと思う。学校ごとで考えられることなので、委員会としても検討する余地はありますよということは周知していきたい。

議員：教員の研修で、LGBTに特化したメニューはあるか。

課長：校内研修会の中で取り上げた学校はある。

議員：子どもたちの教育として、人権教育みたいな形で、LGBTという言葉は余り出ていないのではないか。

課長：学習指導要領にはまだ規定されていない。児童生徒の発達の段階に応じた適切な指導をということで対応している。

議員：今、相談を受けたら、どんな流れになるか。

課長：児童生徒さんが勇気を持って相談してくれたと思うので、まずは、先生がそれを受けとめるということが第一。偏見を持たないという、先生の姿勢が大事。その中で、学校の中でチームとして対応していかないといけない。個人の情報を大切にしながら、いろいろな学校の生活の場面でサポートできるような体制を構築していくことが大事。二宮の学校でも対応できると思う。

教育総務課事業報告

事業報告

(平成31年2月22日～平成31年3月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月25日	月	小中学校校長会	役場	11
2月25日	月	学校教職員安全衛生委員会	役場	11
2月26日	火	児童・生徒指導担当者会	教育支援室	6
2月27日	水	外国語活動・英語担当者会	教育支援室	7
2月28日	木	小・中学校教頭会、事務担当者会	町民センター	17
3月5日	火	教務担当者会	教育支援室	6
3月11日	月	中学校卒業式	各中学校	215
3月15日	金	学校事務連携会議	町民センター	8
3月20日	水	小学校卒業式	各小学校	231
3月25日	月	3学期終業式	各小・中学校	—

事業予定

(平成31年3月28日～平成31年4月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月29日	金	教職員等転退職者辞令交付式	役場	—
4月1日	月	教職員等辞令交付式	役場	—
4月3日	水	小中学校校長会	町民センター	11
4月3日	水	支援教育補助員研修会	町民センター	26
4月5日	金	小・中学校入学式	各小中学校	小 189 中 206
4月8日	月	小・中学校教頭会、事務担当者会	町民センター	18
4月10日	水	教職員授業力向上研究担当者会	教育研究所	6
4月11日	木	外国語科活動・英語教育担当者会	教育研究所	7
4月12日	金	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	二宮西中学校	2
4月15日	月	児童・生徒指導担当者会兼教育相談コーディネーター担当者会	町民センター	16
4月15日	月	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	一色小学校 山西小学校	2
4月15日	火	学校事務連携会議	町民センター	8

学校給食センター

事業報告

(平成31年2月22日～平成31年3月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月27日	水	給食物資納入業務監査（青果）	給食センター	8
3月6日	水	献立会議（PTA役員）	給食センター	8
3月13日	水	献立会議（給食担当者）	給食センター	8
3月18日	月	小中学校3学期給食終了		—
3月27日	水	給食調理用物資納入業者説明会	町民センター	26

事業予定

(平成31年3月28日～平成31年4月18日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月9日	火	小・中学校給食開始		—
4月17日	水	献立会議（給食担当者）	給食センター	8

生涯学習課事業報告（平成31年2月22日～平成31年3月27日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
2/22	金	環境浄化パトロール⑦	町内	10人	10人
2/23	土	町民大学講座 『幕末の歴史を知る「幕末・相州地方の人々の生活」』	ラディアン ミーティングルーム2	30人	29人
3/3	日	第15回ラディアン・ピアノマラソンコンサート	ラディアン ホール	-	86人
3/9	土	人権教育研修会 『ネット時代の人権問題を考える ～ネットいじめやトラブルから子どもを守る～』	ラディアン ミーティングルーム2	30人	20人
		町民大学講座 『二宮・大磯の自然災害の歴史から学ぶ』	ラディアン ミーティングルーム2	30人	34人
		硬式テニス教室①（二宮テニスクラブ主催）	ラディアン テニスコート	-	9人
3/16	土	平成31年度二宮町スポーツ推進委員連絡協議会総会	二宮町立体育館	20人	18人
		硬式テニス教室②（二宮テニスクラブ主催）	ラディアン テニスコート	-	12人
3/26	火	神奈川大学包括協定事業 『レーザーカッターでオリジナル紙飛行機をつくろう～』	神奈川大学湘南 ひらつかキャンパス	20人	20人

生涯学習課事業予定（平成31年3月27日～平成31年4月18日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
4/11	木	第1回二宮町スポーツ推進委員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:15
4/12	金	青少年指導員連絡協議会①	ラディアン ミーティングルーム1	19:30
4/13	土	PTA役員研修会	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
4/16	火	町民大学講座 『やさしく描く写仏入門』	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
4/25	木	第2回二宮町スポーツ推進委員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:15

生涯学習課事業報告(平成31年2月22日～平成31年3月27日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
2/23	土	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>⑥	ラディアン和室	子ども5名 大人7名
3/1	金	図書リサイクルコーナー	図書館	203冊
3/13	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども18名 大人14名
3/13	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	5人 32冊
3/14	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	3人 63冊
3/14	木	託児サービス	ラディアン保育室	6人
3/14	木	大磯町立図書館図書館協議会による視察	図書館	7人 (委員5人・職員2人)
3/15	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども21名 大人16名
3/16	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	子ども4名 大人11名
3/16	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども10名 大人9名
3/24	日	にんぎょうげき大会	ミーティングルーム2	子ども54名 大人49名
3/24	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	154冊
書架整理ボランティア (2/22～3/27 活動日数11日)			図書館	のべ 18人 / のべ 20時間 45分

生涯学習課事業予定(平成31年3月28日～平成31年4月18日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
4/3	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/10	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
4/14	日	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
4/17	水	ブックスタート(子育て・健康課と共催)	保健センター	午後
4/17	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/18	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/18	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～
4/19	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
4/20	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第24号

平成31年度二宮町教育委員会基本方針の修正（案）について

平成31年3月28日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

平成31年2月二宮町教育委員会議定例会において議決した、平成31年度二宮町教育委員会基本方針について、平成31年第1回二宮町議会定例会の審議結果を受け、修正を行うため提案する。

平成 31 年度二宮町教育委員会基本方針

教育は人格の形成をめざし、個性を尊重しつつ、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。情報化やグローバル化など社会が急激に変化する中、将来を担う子どもたちには、予測困難な変化に対し前向きに、主体的に向き合い、今まで以上に他と協調しながら、自らの考えで生涯を切り拓いていく生きる力が求められています。

平成 27 年 10 月に策定し、平成 30 年度中に改定した「二宮町教育大綱」において、基本理念として掲げている、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」をさらに推進するため、児童生徒の「生きる力」を育むとともに、それを取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学習への支援などの取り組みを充実させます。

学校教育については、次期学習指導要領への移行期間に入り、平成 32 年度は小学校、平成 33 年度は中学校で完全実施されます。

特に、今回の教育大綱改定時に加えた「新しい時代に相応しい能力を身につけられるよう、児童生徒のより良い学習環境づくりに取り組みます。」にもあるように、学習指導要領の改訂を踏まえ、子ども達が様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習環境の整備に取り組みます。

また、生涯にわたり学習することのできる環境の整備と学習機会を提供し、町民一人ひとりが主人公となる生涯学習事業を推進していきます。

なお、施策の推進にあつては、二宮町総合戦略及び第 5 次二宮町総合計画後期基本計画と連携して取り組むこととします。

※「元号改正」に伴い、便宜上元号表記を「平成」とし、平成 31 年 5 月以降は、新元号に読み替えます。

今年度の重点施策

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

- ①言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進
- ②外国語教育の充実

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

- ①地域における児童生徒の活動の促進
- ②キャリア教育の推進

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

- ①いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化
- ②支援教育の充実

(2) 教職員の指導力の向上

- ①「教職員授業力向上研究事業」の推進
- ②教育研究所における研修の充実

(3) 教職員における働き方改革の推進

- ①働く場としての環境整備
- ②外部人材と外部情報の効果的な活用

3 児童生徒の学習環境の整備

(1) 空調の整備等、教室環境の充実

(2) 次期学習指導要領に基づく、効果的な授業を行うためのICT機器の活用推進

4 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討

(1) 小中一貫教育カリキュラム研究の推進

(2) 二宮町立学校再配置実施計画の策定

5 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供

①文化芸術の振興・支援

②多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター・ラディアン及び図書館のあり方の検討

(2) 図書館事業の推進

①子育て支援の推進

②図書館資料の充実

③図書館サービスの充実

(3) 社会教育事業の推進

①コミュニティ・スクールの枠組みを活用した事業の展開

6 社会教育施設の適切な運営

(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営

7 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用

1 学校教育

すべての教育活動を通して、児童生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」をあわせ、自ら学び自己実現をめざす児童生徒の育成に努めます。

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進

- ・自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努めます。

(重点施策 1-(1)-①)

② 外国語教育の充実

- ・小学校に、中学校英語科免許を持った教員を配置することで、授業や研修会等を通じて、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。
- ・小学校外国語活動・中学校英語科において、小中一貫教育の教育課程作成やALT(外国語指導講師)の活用等を通じて、異文化理解を図り、コミュニケーション能力の育成に努めます。

(重点施策 1-(1)-②)

③ 道徳教育ならびに特別活動の充実

- ・道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

④ 学校体育の充実

- ・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。
- ・天候に左右されない町民温水プールの活用により、学校水泳の機会を確保し、泳力向上を図ります。

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

① 郷土愛の育成

- ・地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てます。
- ・学習活動に地域教材を活用し、地域について学ぶ教育を進めます。

② 地域における児童生徒の活動の促進

- ・学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。
- ・総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。

(重点施策 1-(2)-①)

③ キャリア教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童生徒が発達段階に応じた勤労観、職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。
- ・児童生徒が学校で学ぶことと社会とのつながりを意識できるよう、自然の中での宿泊体験活動、総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験などの体験学習を生かしながら、学校の教育活動全体を通じて効果的なキャリア教育を進めます。

(重点施策 1-(2)-②)

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

① いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化

- ・問題行動の未然防止・早期発見・早期解決に向けて、各校の児童生徒指導体制を見直し、児童生徒理解を着実に進めるとともに、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー、教育支援室等の相談支援体制の充実を図ります。
- ・教育研究所内の教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めます。
- ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ・各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、その有効な活用を目指します。また、いじめ防止に関して児童生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。

(重点施策 2-(1)-①)

② 支援教育の充実

- ・学校、家庭、関係機関等の連携のもとに支援体制を整え、個々の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる能力、個性を伸ばす教育を進めます。
- ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学習上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育に取り組みます。また、外国籍等児童生徒への日本語指導、ことばの教室(そにつく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。

(重点施策 2-(1)-②)

(2) 教職員の指導力の向上

① 「教職員授業力向上研究事業」の推進

- ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ・児童生徒の学力向上を目指して、校内研究のさらなる充実を図り、授業改善に努めます。

(重点施策 2-(2)-①)

② 教育研究所における研修の充実

- ・学校教育に関する調査研究や各種教職員研修、教育指導員による訪問指導等を実施し、教職員の資質向上、指導力向上を図ります。
- ・保護者、地域住民も参加できる教員研修を通じて、二宮町の教育について共通理解を深めます。

(重点施策 2-(2)-②)

(3) 教職員における働き方改革の推進

① 働く場としての環境整備

- ・平日夜間や休日の留守番電話の設定、管理職緊急対応用携帯電話の導入により確実な時間外勤務の削減に努めます。
- ・学校間ネットワークを利用した教材の共有化など、授業や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた対策を推進します。
- ・校務支援ソフトを導入することで、校務の一層の正確性確保や効率化を図るとともに、学校閉庁日の設定や部活動ガイドラインの策定など、教職員の働き方改革を進めます。

(重点施策 2-(3)-①)

② 外部人材と外部情報の効果的な活用

- ・学習協力者や体育・文化活動指導員、民間の教育支援など、専門的な知識や技能を持つ外部人材と外部情報の活用をより一層進めていきます。

(重点施策 2-(3)-②)

3 児童生徒の学習環境の整備

(1) 空調の整備等、教室環境の充実

- ・各小中学校の普通教室等に空調機（エアコン）を整備し、児童生徒のより良い学習環境の整備に努めます。

(重点施策 3-(1))

(2) 次期学習指導要領に基づく、効果的な授業を行うためのICT機器の活用推進

- ・平成30年度に整備した教員用タブレットや実物投影機をはじめとするICT機器の活用推進を図るとともに、情報技術に関する理解の推進と効果的な授業実施に向けた研修を行います。

(重点施策 3-(2))

4 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討

(1) 小中一貫教育カリキュラム研究の推進

- ・2年間の研究成果をいかし、小中学校教員の学び合いを通し、9年間を見通した授業づくりを目指します。

(重点施策 4-(1))

(2) 二宮町立学校再配置実施計画の策定

- ・児童生徒数の減少や多様化する児童生徒に関する課題に対応するため、「二宮町立小中学校に小中一貫校を導入するにあたっての基本的な考え方」に基づき行った平成29年度検討会、平成30年度研究会のまとめを踏まえて、小中一貫教育校の導入に向けた二宮町立学校再配置実施計画を策定します。

(重点施策 4-(2))

その他、学校教育における取り組み

(1) 学校における安全対策、安全教育

- ・「二宮町教育委員会学校防災方針」の見直しを行うとともに、各学校において「防災マニュアル」を適切に運用し、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・「二宮町児童生徒安全対策協議会」等を通し、地域や関係機関と連携した安全体制の構築を推進します。
- ・「二宮町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。

(2) 情報教育

- ・高度情報化社会に生きる児童生徒の情報活用能力と情報社会に参画する態度

の育成に努めます。

- ・授業の中でのICT活用を促進し、分かりやすい授業、授業力の向上を目指します。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 読書指導

- ・児童生徒の読書活動を促進するため、コンピューターによる貸し出しシステムを活用した利便性向上を進めるなど、学校図書館の充実に図ります。
- ・学校図書館指導員を配置し、図書館の利用頻度を高める学習環境を整備します。教育活動の中に読書の時間を取り入れるなど、読書の習慣が身につくよう指導します。

(4) 「幼・保・小」、「小・中」の連続性を大切にした指導

- ・「幼・保・小交流会」等の充実に図り、学びや育ちの連続性を大切にした、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。

(5) 学校給食センターにおける取り組み

- ・栄養バランスのとれた、心のこもった手作りの給食を通して、児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実に図ります。
- ・子どもたちが地域の産業や農産物を身近に感じ、興味・関心が高まるよう、地産地消を推進していきます。
- ・学校給食業務のうち、調理及び配送、配膳業務について、ノウハウを持った専門の民間業者に委託し、安全でおいしい給食を安定的に提供します。

7 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用

- ・二宮町ホームページや広報紙、各校の学校だより等を通じて、学校行事や特色ある取り組み、校内研究など日々の実践について情報を発信し、地域と共にある開かれた学校づくりに努めます。また、学校ホームページの、安全かつ継続的な運用に向けた研究を進めます。

(重点施策 7- (1))

2 社会教育

現在、都市化、核家族化、少子化の進行など、親や子どもを取り巻く社会の変化の中で、地域や家庭の教育力の低下が課題となっています。これを払しょくし、豊かで活力ある社会を築いていくために、「町民一人ひとりが、生涯いつでもどこでも自由に学習することができ、その成果が適切に評価されるような社会」すなわち、生涯を通じて学び続けることができる社会の実現を目指します。

各種講座や研修会等による学習機会の提供や、ホームページや広報紙等による学習情報の発信を通じ、学習者自身の学びにとどまらず、地域活動やボランティア活動等に、学んだ成果を還元できる人材づくりを目指します。

インターネット利用に伴う犯罪被害の増加、児童虐待、薬物依存の低年齢化など新たな課題については、学校や地域社会と連携しながら取り組んでいきます。

町立各小・中学校のコミュニティ・スクール化に伴い、放課後の安全・安心な場所を設け、地域の方々の参画を得て様々な体験・交流活動を行うことにより、子どもたちの社会性、自主性などを育てるとともに、子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図ります。

町民が心豊かで潤いのある日々を送るために、日常生活の中で、文化芸術を生活の一部として享受できるよう支援します。町民や文化団体が、自主的、主体的に活動を継続できるよう、また地域文化の継承、発展のために取り組んでいきます。

生涯学習センター・ラディアン及び図書館は、将来的に町営第一駐車場への移転が予定されている二宮町役場新庁舎との役割分担を考える中で、交流拠点として重要な役割を担う事が想定されます。多世代が集い、学習し、交流を深めることができる施設となるよう、あり方や活用方法について検討していきます。

図書館では、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの年齢に合わせた行事や子育て支援関連事業を推進していきます。また、図書館基金を活用した図書資料の購入等で図書館資料の充実を図るとともに、こどものほんコーナーへの図書の相談員の配置などのサービスを継続していきます。

運動・スポーツでは、心身の健全な発達を促し、地域に明るく潤いに満ちた連帯感を醸成し、活力に満ちた「二宮町」を創り出すため、子どもから大人まですべての町民が「暮らしの中のスポーツ」を実践することができるよう生涯スポーツの普及振興に努めます。また、運動施設の利用促進、各種スポーツ・レクリエーション等への参加促進、スポーツ教室・大会等の開催を通じて、町民相互の親睦と健康増進に努めます。

5 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供

①文化芸術の振興・支援

- ・丹沢アートフェスティバルや神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会への参加により広域連携による文化活動を推進します。また、ラディアンホールイベント事業など各種団体と連携して文化・芸術活動を支援していきます。
- ・町民の日頃の文化活動の成果発表の場の提供、伝統芸能の保存及び郷土愛の醸成を目的として「文化祭」、「ピアノマラソンコンサート」、「民俗芸能のつどい」などを実施します。
- ・「ふたみ記念館」では、町出身の画家二見利節の絵画について、保存・展示に努めるとともに、展示ギャラリーの貸し出しを行うことで、施設の有効活用と地域に根ざした美術館を目指します。

(重点施策 5-(1)-①)

- ・町指定文化財や貴重な資料などの保存に努めるとともに、「湘南二宮バーチャル郷土館」や「にのみや町民大学講座」等を通じて二宮の自然や歴史に触れる機会を提供し、二宮町の魅力発信を行います。

②多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター・ラディアン及び図書館のあり方の検討

- ・生涯学習センター・ラディアンは、平成 30 年度に無料公衆無線 LAN (フリー Wi-Fi) を導入し、図書館でも、平成 30 年 7 月より開館日や開館時間等の見直しを行い利用者の利便性の向上のための施策を試行しています。今後、町営第一駐車場に移転が予定されている役場新庁舎と連携したラディアン及び図書館の交流拠点としての活用方法やあり方を他の事例も参考にしながら検討を行います。

(重点施策 5-(1)-②)

③ 学習機会の整備

- ・生涯学習情報誌「身近な余暇ガイド」の情報収集・更新を行い、学習相談に応えるとともに、「町民大学サポーター制度」の周知・活用を図ります。
- ・生涯学習ボランティアが企画運営する「にのみや町民大学講座」を実施し、町民による町民のための町民大学を推進します。
- ・「にのみや町民大学講座」終了後も学習者が継続して学習できるよう、サークル化に向けた支援を行います。

(2) 図書館事業の推進

① 子育て支援の推進

- ・「ブックスタート事業」（子育て・健康課共催）を継続実施します。「あかちゃんをはじめてであう絵本」を配布し図書館利用の促進を図るとともに、子育てに関する図書を集めた「子育て関連図書コーナー」や子育て情報を集積した「子育て情報コーナー」の充実を図ります。

(重点施策 5-(2)-①)

- ・子どもの年齢に合わせた行事や子育て支援関連事業を開催します。

② 図書館資料の充実

- ・図書館基金を活用し、児童、ティーンズ向けや健康医療関連等の図書を購入し、図書資料の充実を図ります。

(重点施策 5-(2)-②)

③ 図書館サービスの充実

- ・町の文化・情報の発信拠点として、「広報にのみや」、「ホームページ」を活用し、「図書館だより」の発行により、図書館活動のPRや利用促進を図ります。
- ・町立小・中学校と連携し、読書の推進をしていくとともに、学校図書館担当者会議等で、学校と図書館の情報交換を積極的に行います。また、児童生徒の図書館利用を促進するため、小・中学校による資料活用や見学の実施を呼びかけます。
- ・夏休み前に「小・中学生にすすめたい本」リストを作成・配布します。
- ・ティーンズコーナーの充実を図り、中高生の居場所としてのコーナーづくりに努めます。
- ・学校の夏季休暇期間など、調べ学習での利用が多くなる時期に「こどものほんコーナー」に図書の相談員を配置し、児童生徒の調べ学習の支援、読書相談を行います。夏季以外にも相談員の配置日を設け、年間を通じて児童および親子への本の相談にも対応します。

(重点施策 5-(2)-③)

- ・「インターネットの蔵書検索システム」、「県内図書館の相互貸借システム」を活用し、予約・リクエスト等資料の迅速な提供に努めます。
- ・所蔵資料がさらに活用されるよう、書庫の本の紹介や時事に沿った展示コーナーで積極的に資料の紹介を行います。また、蔵書管理の徹底を図ります。
- ・町民のボランティア参加により、図書館運営及びサービスの向上を目指すと同時に図書館運営への理解を深めてもらいます。(録音図書ボランティア、修理ボランティア、書架整理ボランティア)
- ・協力団体と共催講座を開催し、町民の図書館利用促進を図ります。
- ・二宮に関する資料や行政資料を収集・保存し、町に関する情報を町民がいつでも閲覧できるように整備します。「二宮ゆかりの人物ガイドブック」の増補改訂

- 版の活用や、展示に力を入れ、二宮の歴史に触れる機会を提供します。
- ・今までに図書館を利用したことがない方の利用促進を目指します。

(3) 社会教育事業の推進

① 人権教育の推進

- ・様々な人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会等を開催し啓発を行います。

② コミュニティ・スクールの枠組みを活用した事業の展開

- ・放課後の安全・安心な居場所作りと子どもたちの豊かな人間性を育むための放課後子ども教室を、地域のボランティアと協力し実施します。

(重点施策 5-(3)-①)

- ・ものづくりや科学実験等の体験活動の場として、「子どもチャレンジ教室」を実施します。
- ・神奈川大学との包括協定事業の一環として、小学生向けの体験活動を実施します。

③ 青少年の健全育成

- ・青少年指導員連絡協議会、スポーツ推進委員、PTA連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会との協力・連携により、児童・生徒の地域活動を促進します。
- ・子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むため、レクリエーション、スポーツなどの体験活動や中学生が主体となって企画・運営する事業等を実施します。また、引き続き、子どもたちのリーダーも養成します。
- ・「中学生交流洋上体験研修」、「青少年交流キャンプ」などの実施、「子ども野外研修事業」等、子ども会事業の支援によって、広い視野を持った青少年を育成します。
- ・青少年環境浄化推進員との連携により、「青少年の健全育成キャンペーン」、「有害図書の区分陳列の調査」及びPTA連絡協議会が行う「子どもSOSのいえ」への支援を実施し、青少年の社会環境浄化及び安全・安心の確保に努めます。

④ 社会教育関係団体との連携

- ・町内の各社会教育関係団体との連携を密にし、共催事業の実施、研修会の開催など活動の支援を行います。

⑤ 町民参加による大会の実施

- ・地区や団体等の参加による「町内一周継走大会」を実施し、地域住民と青少年の交流親睦を図ります。

- ・スポーツ推進委員連絡協議会主催の「バウンスボール大会」など町民が主体となったスポーツ事業の支援を行います。
- ・多くの町民が参加できる「二宮町体育祭」を開催し、町民へのスポーツ・レクリエーションの普及を図ると共に、地域の人たちがスポーツを通じたふれあいによる地域住民同士の連帯感を醸成します。

6 社会教育施設の適切な運営

(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営

- ・町民の学習・文化活動の拠点として、ラディアンの適切な施設運営を行います。また、平成31年度より、パソコンやスマートフォンから施設の空き情報の照会や予約受け付け、予約内容の確認、取消しなどができるようになる公共施設予約システムを導入します。これを活用し、施設利用者の利便性の向上と施設運営の効率化を図ります。

(重点施策 6-(1))

(2) 体育施設の適切な運営

- ・体育施設の効率的な運営や整備を行い、町民の主体的なスポーツ活動の場の提供を行います。また、生涯学習センター・ラディアンと同様に公共施設予約システムを町立体育館、町民運動場、温水プール多目的ルーム及びテニスコートに導入します。これを活用し、施設利用者の利便性の向上と施設運営の効率化を図ります。

7 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用

- ・町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、また、社会教育関係団体、社会教育施設利用者等、人と人とのネットワークを通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

(重点施策 7-(1))

議案第25号

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）について

平成31年3月28日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則について、地域学校協働活動推進員の設置に伴い、必要な改正を行うために提案する。

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和27年二宮町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「学校運営協議会委員」の次に「、教育支援委員会委員、教科用図書採択検討委員会委員」を、「スポーツ推進委員」の次に「、地域学校協働活動推進員」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第26号

二宮町教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（案）について

平成31年3月28日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町教育委員会事務局規則について、教育部教育総務課及び生涯学習課の事務分掌の見直しに伴い、必要な改正を行うために提案する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会事務局組織規則（昭和49年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

教育総務課

教育総務班

- 1 教育委員会の会議に関する事。
- 2 大綱の策定に関する事。
- 3 総合教育会議に関する事。
- 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。
- 5 教育財産に関する事。
- 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。
- 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。
- 8 公印の管理に関する事。
- 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。
- 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。
- 11 事務局における文書の收受、発送及び保存並びに学校における文書の通送に関する事。
- 12 教育委員会の予算に関する事。
- 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。
- 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。
- 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。
- 16 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
- 17 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 18 学校環境衛生に関する事。
- 19 日本スポーツ振興センターに関する事。
- 20 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- 21 通学路に関する事。
- 22 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関する事。

- 23 教具その他設備整備に関すること。
- 24 教科用図書が無償給与に関すること。
- 25 学齢簿の作成及び保管に関すること。
- 26 児童及び生徒の就学事務に関すること。
- 27 その他学事に関すること。
- 28 奨学生に関すること。
- 29 公立学校共済組合に関すること。
- 30 学校給食及び学校給食共同調理場に関すること。
- 31 教育委員会内の連絡調整に関すること。
- 32 課内の庶務に関すること。

指導班

- 1 学級編制に関すること。
- 2 教科用図書の採択に関すること。
- 3 教材の取扱いに関すること。
- 4 小中一貫教育に関すること
- 5 通学区域の設定及び変更に関すること。
- 6 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関すること。
- 7 学校運営協議会に関すること。
- 8 教職員研究奨励に関すること。
- 9 児童及び生徒の保健安全指導に関すること。
- 10 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関すること。
- 11 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関すること。
- 12 その他学校教育の指導に関すること。
- 13 県費負担教職員の内申、分限、懲戒、人事及び研修に関すること。
- 14 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関すること。

生涯学習課

生涯学習・スポーツ班

- 1 生涯学習・スポーツの振興に関する調査、研究、企画及び立案に関すること。
- 2 社会教育委員会に関すること。
- 3 生涯学習・スポーツ関係資料の編集及び刊行に関すること。
- 4 生涯学習・スポーツに係る学習相談に関すること。
- 5 生涯学習・スポーツに係る情報収集及び情報提供に関すること。
- 6 生涯学習・スポーツ及び社会教育に係る教育機関との連絡調整に関すること。
- 7 成人教育に関すること。
- 8 社会教育団体の育成及び指導に関すること。

- 9 社会教育関係指導者等の育成及び研修に関する事。
- 10 文化財保護委員会に関する事。
- 11 文化財の調査、研究及び保護に関する事。
- 12 芸能文化に関する事。
- 13 青少年問題協議会に関する事。
- 14 青少年指導員に関する事。
- 15 スポーツ推進委員に関する事。
- 16 地域学校協働活動推進員に関する事。
- 17 青少年教育に関する事。
- 18 社会環境浄化に関する事。
- 19 青少年関係団体の育成及び指導に関する事。
- 20 講座、講演会、展示会の開催及び奨励に関する事。
- 21 生涯学習センターの管理及び運営に関する事。
- 22 ふたみ記念館の管理及び運営に関する事。
- 23 社会体育施設の管理及び運営に関する事。
- 24 学校体育施設の開放に関する事。
- 25 前項各号に掲げるもののほか生涯学習・スポーツ振興及び社会教育に関する事。
- 26 課内の庶務に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>教育総務課</p> <p> 教育総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。 5 教育財産に関する事。 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。 8 公印の管理に関する事。 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。 11 事務局における文書の収受、発送及び保存並びに学校における文書の送達に関する事。 12 教育委員会の予算に関する事。 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、 	<p>別表</p> <p>教育総務課</p> <p> 教育総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。 5 教育財産に関する事。 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。 7 教育委員会の規則、規程の制定、改廃及び公布に関する事。 8 公印の管理に関する事。 9 教育功労者等の褒賞、表彰に関する事。 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。 11 事務局における文書の収受、発送及び保存ならびに学校における文書の送達に関する事。 12 教育委員会の予算に関する事。 13 教育行政の広報、調査意見の聴取に関する事。 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。 15 事務局職員および県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、

服務、研修その他人事に関する事。

- 16 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
- 17 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 18 学校環境衛生に関する事。
- 19 日本スポーツ振興センターに関する事。
- 20 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- 21 通学路に関する事。
- 22 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関する事。
- 23 教具その他設備整備に関する事。
- 24 教科用図書が無償給与に関する事。
- 25 学齡簿の作成及び保管に関する事。
- 26 児童及び生徒の就学事務に関する事。
- 27 その他学事に関する事。
- 28 奨学生に関する事。
- 29 公立学校共済組合に関する事。
- 30 学校給食及び学校給食共同調理場に関する事。
- 31 教育委員会内の連絡調整に関する事。
- 32 課内の庶務に関する事。

服務、研修その他人事に関する事。

- 16 前項各号に掲げるものの外、他の課、班の所掌に属さない事項。
- 17 学校給食及び学校給食共同調理場に関する事。
- 18 公立文教施設整備国庫負担法などに係る事務に関する事。
- 19 教具その他設備整備に関する事。
- 20 奨学生に関する事。
- 21 公立学校共済組合に関する事。
- 22 教育委員会内の連絡調整に関する事。
- 23 課内の庶務に関する事。

指導班

- 1 学級編制に関する事。
- 2 教科用図書の採択に関する事。
- 3 教材の取扱いに関する事。
- 4 小中一貫教育に関する事
- 5 通学区域の設定及び変更に関する事。
- 6 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関する事。
- 7 学校運営協議会に関する事。
- 8 教職員研究奨励に関する事。
- 9 児童及び生徒の保健安全指導に関する事。
- 10 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関する事。
- 11 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関する事。
- 12 その他学校教育の指導に関する事。
- 13 県費負担教職員の内申、分限、懲戒、人事及び研修に関する事。
- 14 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。

指導班

- 1 学級編制に関する事。
- 2 教科用図書の採択に関する事。
- 3 教材の取扱いに関する事。
- 4 学校教育の振興に関し調査、企画、立案する事。
- 5 学校運営協議会に関する事。
- 6 教職員研究奨励に関する事。
- 7 児童及び生徒の保健安全指導に関する事。
- 8 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関する事。
- 9 障害のある児童生徒の就学指導に関する事。
- 10 その他学校教育の指導に関する事。
- 11 県費負担教職員の内申、分限、懲戒、その他人事並びに研修に関する事。
- 12 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生に関する事。
- 13 児童生徒の健康診断に関する事。
- 14 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 15 学校環境衛生に関する事。
- 16 学齢簿の作成及び保管に関する事。
- 17 児童及び生徒の就学事務に関する事。
- 18 日本スポーツ振興センターに関する事。
- 19 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- 20 通学区域の設定及び変更に関する事。
- 21 通学路に関する事。
- 22 バス通学児童に関する事。

23 教科用図書は無償給与にすること。

24 その他学事に関する事。

生涯学習課

生涯学習・スポーツ班

- 1 生涯学習・スポーツの振興に関する調査、研究、企画及び立案に関する
こと。
- 2 社会教育委員会に関すること。
- 3 生涯学習・スポーツ関係資料の編集及び刊行に関すること。
- 4 生涯学習・スポーツに係る学習相談に関すること。
- 5 生涯学習・スポーツに係る情報収集及び情報提供に関すること。
- 6 生涯学習・スポーツ及び社会教育に係る教育機関との連絡調整に関する
こと。
- 7 成人教育に関すること。
- 8 社会教育団体の育成及び指導に関すること。
- 9 社会教育関係指導者等の育成及び研修に関すること。
- 10 文化財保護委員会に関すること。
- 11 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
- 12 芸能文化に関すること。
- 13 青少年問題協議会に関すること。
- 14 青少年指導員に関すること。
- 15 スポーツ推進委員に関すること。
- 16 地域学校協働活動推進員に関すること。
- 17 青少年教育に関すること。
- 18 社会環境浄化に関すること。

生涯学習課

生涯学習・スポーツ班

- 1 生涯学習・スポーツの振興に関する調査、研究、企画立案に関すること。
- 2 社会教育委員会に関すること。
- 3 生涯学習・スポーツ関係資料の編集及び刊行に関すること。
- 4 生涯学習・スポーツに係る学習相談に関すること。
- 5 生涯学習・スポーツに係る情報収集及び情報提供に関すること。
- 6 生涯学習・スポーツ及び社会教育に係る教育機関との連絡調整に関する
こと。
- 7 成人教育に関すること。
- 8 社会教育団体の育成及び指導に関すること。
- 9 社会教育関係指導者等の育成及び研修に関すること。
- 10 文化財保護委員会に関すること。
- 11 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
- 12 芸能文化に関すること。
- 13 青少年問題協議会に関すること。
- 14 青少年指導員に関すること。
- 15 スポーツ推進委員に関すること。
- 16 青少年教育に関すること。
- 17 社会環境浄化に関すること。
- 18 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。

- 19 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。
- 20 講座、講演会、展示会の開催及び奨励に関すること。
- 21 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
- 22 ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。
- 23 社会体育施設の管理及び運営に関すること。
- 24 学校体育施設の開放に関すること。
- 25 前項各号に掲げるもののほか生涯学習・スポーツ振興及び社会教育に関すること。
- 26 課内の庶務に関すること。

- 19 講座、講演会、展示会の開催及びそれらの奨励に関すること。
- 20 その他生涯学習・スポーツ振興及び社会教育に関すること。
- 21 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
- 22 ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。
- 23 社会体育施設の管理及び運営に関すること。
- 24 学校体育施設の開放に関すること。
- 25 課内の庶務に関すること。

議案第27号

二宮町教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）
について

平成31年3月28日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町職員の職の設置に関する規則の改正に伴い、必要な改正を行うために提案する。

二宮町教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和47年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項後段を削り、同条第2項中「及び担当参事」を削り、同条第6項中「、担当参事」を削り、「あてる」を「充てる」に改める。

第4条第1項中「参事」を「部に担当参事及び参事を、課に担当課長」に、「おく」を「置く」に改め、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、同条第2項中「特定」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 担当課長は、上司の命を受け、特に重要困難な課の特定事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

2 担当参事は、部長を補佐し、上司の命を受け、特に重要困難な部の特定事務を掌理する。

第5条第1項中「第3条から前条まで」を「第3条及び前条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 教育委員会事務局の部に部長を置く。</p> <p>2 部長は、教育長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 部長及び課長は、職員をもって<u>充てる</u>。</p> <p>第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、職員のうちから部に<u>担当参事及び参事を、課に担当課長、課長代理、主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査及び技師主査を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>担当参事は、部長を補佐し、上司の命を受け、特に重要困難な部の特定事務を掌理する。</u></p> <p>3 参事は、部長を補佐し、上司の命を受け、特に重要困難な事務を掌理する。</p> <p>4 <u>担当課長は、上司の命を受け、特に重要困難な課の特定事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 教育委員会事務局の部に部長を置く。<u>この場合において、特に重要困難な特定事務を掌理させるため、担当参事を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部長及び担当参事は、</u>教育長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>部長、担当参事及び課長は、職員をもってあてる。</u></p> <p>第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、職員のうちから<u>参事、課長代理、主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査及び技師主査をおくことができる。</u></p> <p>2 参事は、部長を補佐し、上司の命を受け、特に重要困難な<u>特定事務を掌理する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>(その他の職)</p> <p>第5条 <u>第3条及び前条</u>に規定する職のほか次の各号に掲げる職を置く。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(その他の職)</p> <p>第5条 <u>第3条から前条まで</u>に規定する職のほか次の各号に掲げる職を置く。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

議案第 28 号

二宮町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程（案）について

平成 31 年 3 月 28 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立学校教職員安全衛生管理規程について、労働安全衛生法に基づく産業医及び安全衛生委員会の見直しに伴い、必要な改正を行うために提案する。

二宮町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

二宮町立学校教職員安全衛生管理規程（平成16年二宮町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「産業医」を「指導医」に改め、同条中「法第13条に規定する産業医」を「教職員健康管理指導医（以下「指導医」という。）」に改める。

第6条の見出し中「安全衛生委員会」を「安全衛生推進連絡会」に改め、同条中「法第18条第1項の規定に準じて」を削り、「安全衛生委員会」を「安全衛生推進連絡会」に、「委員会」を「推進連絡会」に改める。

第7条中「委員会は」を「推進連絡会は」に改める。

第8条の見出し中「委員会」を「推進連絡会」に改め、同条第1項中「委員会」を「推進連絡会」に改め、同項中「委員」を「会員」に改め、同条第2項及び第3項中「委員」を「会員」に改める。

第9条の見出し中「委員長」を「会長」に改め、同条第1項中「委員会」を「推進連絡会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第2項中「委員長」を「会長」に、「委員会」を「推進連絡会」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に改め、同項中「委員」を「会員」に改める。

第10条第1項中「委員会」を「推進連絡会」に、「委員長」を「会長」に改め、同項中「委員」を「会員」に改め、同条第2項中「委員会」を「推進連絡会」に改め、同項中「委員」を「会員」に改め、同条第3項中「委員長」を「会長」に改める。

第11条中「委員会」を「推進連絡会」に、「委員長」を「会長」に改める。

第12条中「委員会」を「推進連絡会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

会長	教育部長	
会員	指導医	1名
	衛生推進者	5名
	小学校長	1名
	中学校長	1名
	教育総務課長	

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

二宮町立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>指導医</u>)</p> <p>第5条 教職員の健康管理について適切な措置を講じるため、教育委員会に<u>教職員健康管理指導医</u>（以下「<u>指導医</u>」という。）を置くものとする。</p> <p>(<u>安全衛生推進連絡会</u>の設置)</p> <p>第6条 教育委員会に、二宮町立学校教職員<u>安全衛生推進連絡会</u>（以下「<u>推進連絡会</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第7条 <u>推進連絡会</u>は、次の事項について調査審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(<u>推進連絡会</u>構成及び任期)</p> <p>第8条 <u>推進連絡会</u>の<u>会員</u>構成は、別表に定めるとおりとする。 2 <u>会員</u>の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 <u>会員</u>が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(<u>会長</u>)</p> <p>第9条 <u>推進連絡会</u>に<u>会長</u>を置き、教育部長をもって充てる。 2 <u>会長</u>は、<u>推進連絡会</u>の会務を総理する。 3 <u>会長</u>に事故あるときは、<u>会長</u>があらかじめ指名した<u>会員</u>が職務を代理する。</p> <p>(<u>会議</u>)</p> <p>第10条 <u>推進連絡会</u>の<u>会議</u>は、<u>会長</u>が必要と認めるとき、又は<u>会員</u>の3分の1以上の<u>会員</u>から請求があったときに<u>会長</u>が招集する。 2 <u>推進連絡会</u>の<u>会議</u>は、過半数の<u>会員</u>が出席しなければ開くことができない。 3 <u>会長</u>は、<u>会議</u>における議事の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。</p>	<p>(<u>産業医</u>)</p> <p>第5条 教職員の健康管理について適切な措置を講じるため、教育委員会に<u>法第13条</u>に規定する<u>産業医</u>を置くものとする。</p> <p>(<u>安全衛生委員会</u>の設置)</p> <p>第6条 教育委員会に<u>法第18条第1項</u>の規定に準じて、二宮町立学校教職員<u>安全衛生委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第7条 <u>委員会</u>は、次の事項について調査審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>(<u>委員会</u>構成及び任期)</p> <p>第8条 <u>委員会</u>の<u>委員</u>構成は、別表に定めるとおりとする。 2 <u>委員</u>の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 <u>委員</u>が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(<u>委員長</u>)</p> <p>第9条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、教育部長をもって充てる。 2 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>の会務を総理する。 3 <u>委員長</u>に事故あるときは、<u>委員長</u>があらかじめ指名した<u>委員</u>が職務を代理する。</p> <p>(<u>会議</u>)</p> <p>第10条 <u>委員会</u>の<u>会議</u>は、<u>委員長</u>が必要と認めるとき、又は<u>委員</u>の3分の1以上の<u>委員</u>から請求があったときに<u>委員長</u>が招集する。 2 <u>委員会</u>の<u>会議</u>は、過半数の<u>委員</u>が出席しなければ開くことができない。 3 <u>委員長</u>は、<u>会議</u>における議事の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。</p>

(関係教職員の出席)

第11条 推進連絡会は、会長が必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め意見を聴取することができる。

(庶務)

第12条 推進連絡会の庶務は、教育部教育総務課が処理する。

別表（第8条関係）

<u>会長</u>	教育部長
<u>会員</u>	<u>指導医</u> 1名
	衛生推進者 5名
	小学校長 1名
	中学校長 1名
	教育総務課長

(関係教職員の出席)

第11条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め意見を聴取することができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育部教育総務課が処理する。

別表（第8条関係）

安全衛生委員会委員

<u>委員長</u>	教育部長
<u>委員</u>	産業医 1名
	衛生推進者 5名
	小学校長 1名
	中学校長 1名
	教育総務課長

議案第 29 号

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の制定について

平成 31 年 3 月 28 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

社会教育法第 9 条の 7 第 1 項の規定に基づき、地域学校協働活動推進員を設置するにあたり、必要な規則の制定するため提案する。

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項に基づき二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 推進員は、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他援助を行う。

（設置）

第3条 教育委員会は、二宮町立の各学校区に推進員を置くことができる。

2 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

（定数）

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1人程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の小学校区を担当することを妨げない。

（職務）

第5条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 放課後子ども教室の企画及び運営に関する活動
- (2) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (3) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

（委嘱）

第6条 推進員は、次の各号のすべての資格要件に該当する者のうちから、当該学校の学校長と協議し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関し見識を有し、地域学校協働活動の推進に熱意を有する者
- (2) 地域活動を熟知し、地域において社会的信望がある者

（任期）

第7条 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。

（解嘱）

第8条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、こ

れを解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により解嘱を申し出た場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(勤務)

第9条 推進員の勤務は、1時間単位とし、勤務日及び勤務時間は教育委員会が定める。

(服務)

第10条 推進員は、次の各号に掲げる事項を順守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの規則等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第11条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第12条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第13条 推進員の報酬及び費用弁償は、二宮町特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の定めるところによる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第30号

学校運営協議会委員の委嘱について

平成31年3月28日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小中学校の学校運営協議会委員について、平成32年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	小口 愛子	平成31年4月1日	平成32年3月31日	
2	露木 七郎			
3	山本 正博			
4	足立 真理子			
5	渡邊 恒文			
6	橋本 由恵			
7	廣上 正市			
8	守屋 保子			

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	松本 良克	平成31年4月1日	平成32年3月31日	新任
2	山崎 俊裕			
3	秋山 俊洋			
4	釧持 実枝子			
5	脇 一男			
6	山田 実			
7	三田 哲也			
8	里見 拓			

議案第31号

スポーツ推進委員の委嘱について

平成31年3月28日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町スポーツ推進委員について、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課

生涯学習課

各種委員名

スポーツ推進委員

	氏名	性別	年齢	任期	備考(新任の場合記載)
1	千 葉 勝	男	49	平成32年3月31日	
2	宮 腰 武 志	男	66		
3	目 黒 美 砂 緒	女	46		
4	梁 井 浩	男	40		
5	原 敏 幸	男	34		
6	西 山 浩 二	男	45		
7	水 島 義 勝	男	54		
8	小 山 一 夫	男	64		
9	熊 澤 み さ き	女	53		
10	作 田 雅 弘	男	62		
11	森 本 昌 憲	男	72		
12	永 澤 雄 一	男	36		
13	堀 尾 哲 也	男	60		新任
14	工 藤 昭 英	男	49		
15	古 澤 秀 和	男	62		
16	松 本 憲 二	男	52		新任
17	吉 田 幹 弥	男	49		
18	杉 山 順 也	男	46		
19	竹 村 尚 朗	男	51		
20	森 本 豊	男	41		

資料 1

平成 31 年度教育長職務代理者の指名について

岡野 敏彦 委員を指名する。

任期：平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

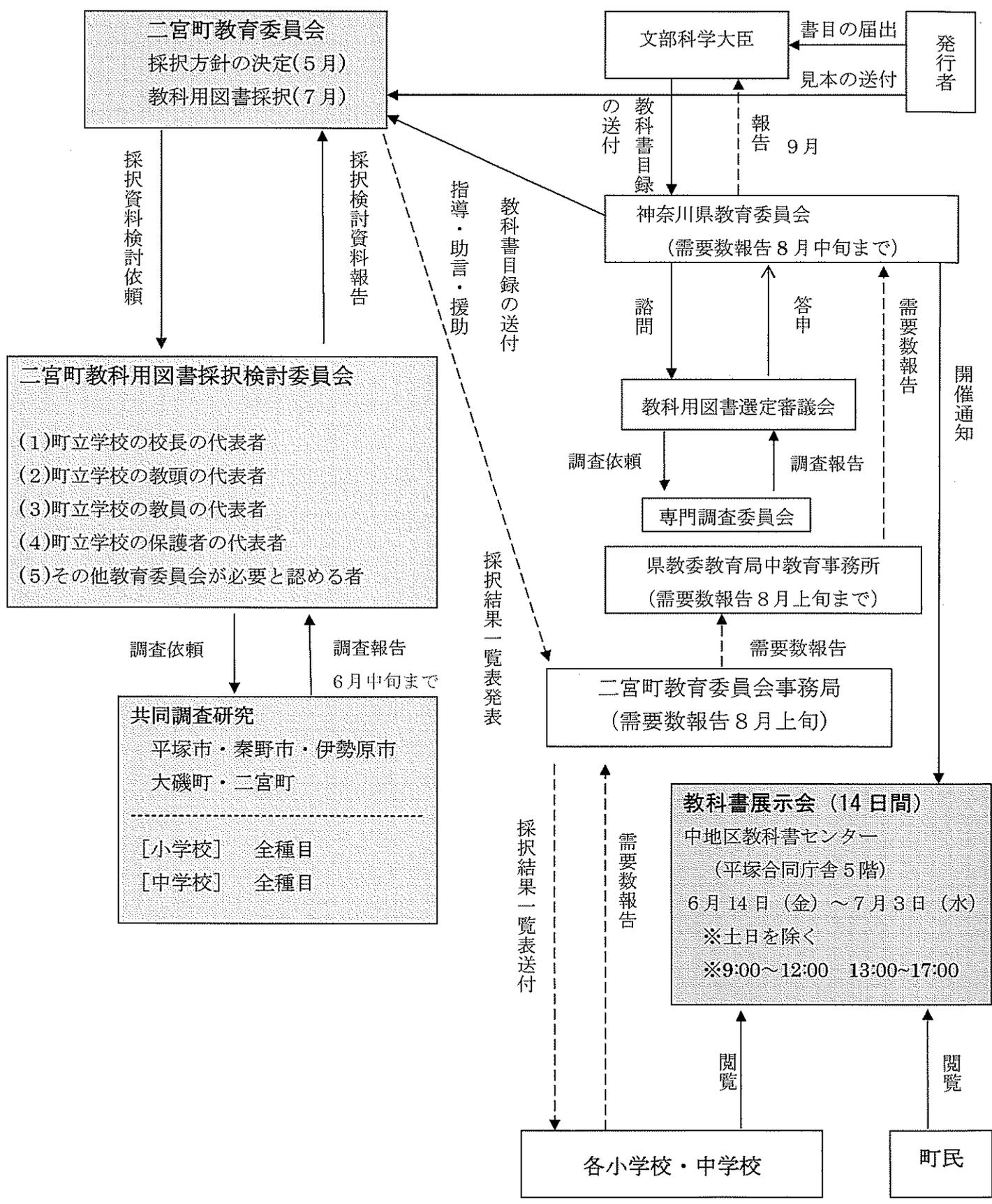
各種委員会委員について(案)

(平成31年3月28日教育委員会議資料)

(敬称略)

委員会の名称	委員名
都市計画審議会 (平成32年1月31日まで)	原 道子
学校給食センター運営委員会	渡辺 優子
二宮育英会 理事	岡野 敏彦 (あて職：教育長職務代理)
二宮町総合計画審議会(平成32年7月25日まで)	山内 みどり

平成 31 年度 二宮採択地区 教科用図書採択の流れ



二宮町教育委員会
採択方針の決定(5月)
教科用図書採択(7月)

文部科学大臣
発行
書目の届出
見本の送付

神奈川県教育委員会
(需要数報告 8月中旬まで)

二宮町教科用図書採択検討委員会
(1)町立学校の校長の代表者
(2)町立学校の教頭の代表者
(3)町立学校の教員の代表者
(4)町立学校の保護者の代表者
(5)その他教育委員会が必要と認める者

教科用図書選定審議会

専門調査委員会

県教委教育局中教育事務所
(需要数報告 8月上旬まで)

二宮町教育委員会事務局
(需要数報告 8月上旬)

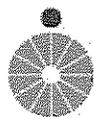
教科書展示会 (14日間)
中地区教科書センター
(平塚合同庁舎5階)
6月14日(金)～7月3日(水)
※土日を除く
※9:00～12:00 13:00～17:00

共同調査研究
平塚市・秦野市・伊勢原市
大磯町・二宮町

[小学校] 全種目
[中学校] 全種目

各小学校・中学校

町民



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教科書採択の留意事項について(会議配布資料)

教育委員会の委員の皆様へ

教科書採択の留意事項について

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書は、児童生徒が共通して使用する主たる教材であり、学校はもとより家庭での学習においても重要な役割を果たすものです。そのような教科書を採択することは、教育上重要な意義を有する、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく決定行為です。特に、義務教育諸学校において使用される教科書は、基本的に4年間同一のものを採択する必要があり、その採択は特に重要とも言えます。

平成26年の通常国会においては、教科書の採択の制度の改善を図るため、教科書無償措置法の改正が行われました(添付資料参照)。この改正の内容も含め、教科書の採択の制度及び教科書の採択に関してこれまで文部科学省から示してきた通知等のうちポイントになるとと思われるところを以下のとおりまとめましたので、教育委員会の委員の皆様におかれましては随時参照し、今後の教科書の採択に当たって御留意ください。

採択権限

- ・ 公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会です。したがって、教科書の採択は、それぞれの委員がその職責を果たし、教育委員会が合議等により責任を持って行う必要があります。なお、教科書見本は、基本的に教育委員会の委員の人数分が送付されることになっていますので、教科書採択に当たって積極的に御活用ください。
- ・ 調査員からの報告等を鵜呑みにしたり、教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど、教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。
- ・ 平成26年の通常国会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体に総合教育会議が置かれることとなりました。教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択についてはここでの協議題とするべきではありませんが、教科書採択の方針について協議することは考えられません。

調査研究

- ・教科書の調査研究は、装丁や見映えを重視するのではなく、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を考慮した十分なものであることが必要です。(例えば、地域の教科書採択の方針に沿って調査研究項目を見直すなど、調査研究資料の充実を図ることが重要です。)
- ・教科書内容の十分な調査研究を行うため、教科書見本が送付され次第速やかに調査研究に着手するなど、十分な調査研究期間を確保することや、採択地区間で合同の調査研究を行うなど、調査研究体制の充実を図ることが重要です。
- ・教科書の採択により広い視野からの意見を反映させるため、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実も重要です。
- ・教科書展示会は、教員や保護者等が足を運びやすくなるよう、各学校を訪問して行う移動展示会や、図書館、公民館等での展示会が充実されるとともに、その開催時期や場所等について積極的な周知が図られることが重要です。(例えば、教科書展示会に意見箱等を設置して保護者等の希望等を把握するなどの取組も考えられます。)

共同採択

- ・市町村立の小中学校(中高一貫校を除く。)で使用される教科書については、都道府県教育委員会が市町村の区域を単位として設定する採択地区ごとに同一の教科書を採択することとされています。
- ・採択地区に複数の市町村が含まれる場合には、当該採択地区内の市町村教育委員会が協議して規約を定めて設置する採択地区協議会の協議の結果に基づき、同一の教科書を採択しなければなりません。
- ・採択地区協議会の規約は、共同採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任に基づき、十分な協議を行い、定める必要があります。
※教科書無償措置法の改正による共同採択に係る制度の変更点の詳細については添付資料で御確認ください。

公正確保

- ・教科書の採択は公正に行われる必要があり、仮に教科書発行者による過大な宣伝行為があったとしても、その影響を排し、適正に教科書の採択を行うことが重要です。
- ・教科書の採択が外部からの不当な働きかけに影響されることのないよう、静ひつな採択環境を確保することが重要です。

開かれた採択

- ・教科書の採択を行った後は、採択結果・理由など、採択に関する情報を積極的に公表することが重要です。

※教科書無償措置法の改正による採択結果・理由等の公表に係る制度の変更点の詳細については添付資料で御確認ください。

※以上のほか、例年4月上旬に教科書の採択に係る留意事項について文部科学省から通知を発出しておりますので、併せて御確認ください。

- [\(参考\)義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み \(PDF:173KB\)](#) 
- [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について](#)
- [義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について](#)
- [「教科書採択に関するQ&A」について](#)

お問合せ先

初等中等教育局教科書課



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局教科書課)

— 登録:平成27年02月 —

平成31年度 4月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 平成31年4月19日(金) 9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
(1) 二宮町立学校再配置実施計画(案)について
- 4 報告・協議事項
(1) 平成31年度二宮町教育委員会事業計画について
(2) その他

※ 出席を要する主な行事

3月29日(金) 10時00分	教職員等転退職者辞令交付式
4月 1日(月) 10時30分	教職員等辞令交付式
4月 5日(金) (午前)	小学校入学式
4月 5日(金) (午後)	中学校入学式
4月19日(金) 9時30分	4月教育委員会議定例会(2Aクラブ室)
5月18日(土)	二宮西中学校体育祭
5月23日(木) 9時30分	5月教育委員会議定例会(2Aクラブ室)
13時30分	総合教育会議
5月25日(土)	二宮中学校汐鳴祭(体育の部)
5月31日(金)	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会(山梨県)
6月 8日(土)	二宮小学校運動会、一色小学校運動会